

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）            VI-2 業務の適切性（投資運用業）            VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p>VI-2-3-5 <u>ESG投信に関する留意事項</u>  <u>(1) 意義</u>  <u>名称や投資戦略にESG (Environmental・Social・Governance) を掲げるファンドが国内外で増加しており、運用実態が見合っていないのではないかと懸念（グリーンウォッシング問題）が世界的に指摘されている。こうした中、ESGを投資戦略の主要な要素として掲げる我が国の公募投資信託（以下、「ESG投信」という。）について、市場の信頼性を確保し、ESG投資の促進及び持続可能な社会構築を図る必要がある。このため、投資家の投資判断に資するよう、ESGに関する公募投資信託の情報開示や投資信託委託会社の態勢整備について、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>(2) ESG投信の範囲</u>  <u>ESG投信は、下記に該当する公募投資信託とする。</u>  <u>① ESGを投資対象選定の主要な要素としており、かつ、</u>  <u>② 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、その旨を記載しているもの</u>  <u>なお、外部委託運用の場合は、投資戦略を踏まえ、投資信託委託会社が適切に判断することとする。</u></p> <p><u>(3) 開示</u></p>	<p>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）            VI-2 業務の適切性（投資運用業）            VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>① 顧客誤認の防止</p> <p><u>投資家に誤解を与えることのないよう、ESG投信に該当しない公募投資信託の名称又は愛称に、ESG、SDGs (Sustainable Development Goals)、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブルなど、ESGに関連する用語が含まれていないか。また、ESG投信に該当しない公募投資信託のうち、2023年3月末までに設定されたものについて、その名称又は愛称にESGに関連する用語が含まれている場合には、ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記しているか。</u></p> <p><u>投資対象の選定において、財務指標等など他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮する公募投資信託について、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」等のESGに関する記載が、当該公募投資信託がESG投信であると投資家に誤認されるような誇張した説明となっていないか。</u></p> <p>② 投資戦略</p> <p><u>ESG投信の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、以下の事項を記載しているか。</u></p> <p><u>イ. ESGの総合評価又は環境や社会の特定課題等、投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的内容</u></p> <p><u>ロ. 主要な要素となるESGの運用プロセスにおける勘案方法（関連する基準や指標、評価方法等の説明を含む）</u></p> <p><u>ハ. 主要な要素となるESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク</u></p> <p><u>ニ. 持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について、その目的、イ</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ンパクトの内容、及び、目標とする指標・数値、方法論等を含むインパクトの評価・達成方法</u></p> <p>ホ. <u>投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連するスチュワードシップ方針がある場合には、当該方針の内容</u></p> <p>へ. <u>イ～ホについて、詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先</u></p> <p>③ <u>ポートフォリオ構成</u>  <u>ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資（時価ベース）を目標や目安としている場合、又は、ESG投信の投資戦略において主要な要素となるESGの評価指標について、目標や目安を設定している場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、当該比率やその他の計数を記載しているか。また、こうした目標や目安を設定していない場合、その理由を説明しているか。</u></p> <p>④ <u>参照指数</u>  <u>公募投資信託の運用において、特定のESG指数への連動を目指す場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、参照指数におけるESGの勘案方法を記載しているか。</u></p> <p>⑤ <u>定期開示</u>  <u>ESG投信の交付運用報告書（上場投資信託の場合には適時開示書類。以下同じ。）及び交付目論見書の「運用実績」に、以下の事項を継続的に記載しているか。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>イ. 純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資（時価ベース）について、目標や目安とする比率がある場合には、実際の投資比率</u></p> <p><u>ロ. 投資戦略において主要な要素となるESGの評価指標について、目標や目安を設定している場合には、その達成状況</u></p> <p><u>ハ. 持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について、インパクトの達成状況</u></p> <p><u>ニ. 投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連するスチュワードシップ方針がある場合、当該方針に沿って実施した行動</u></p> <p><u>ホ. イ～ニについて、詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先</u></p> <p>⑥ 外部委託  <u>ESG投信の運用を外部委託する場合、外部委託先に対する適切なデューディリジェンスや運用状況の確認を行い、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」や交付運用報告書に、外部委託運用の②～⑤の内容を反映した開示がなされているか。また、これらの開示が困難な場合には、その理由を説明しているか。</u></p> <p>(4) 態勢整備等  ① 組織体制  <u>ESGに関連するデータやITインフラの整備、人材の確保等、ESG投信の投資戦略に沿った運用を適切に実施し、実施</u></p>	

改正案	現行
<p><u>状況を継続的にモニタリングするためのリソースを確保しているか。</u></p> <p><u>ESG投信の運用を外部委託する場合には、上記のリソースの状況を把握する等、外部委託先に対するデューデリジェンスや（3）②～⑤の内容の確認を行うための体制を整備しているか。</u></p> <p>② <u>ESG評価・データ提供機関の利用</u></p> <p><u>公募投資信託の運用プロセスにおいて第三者が提供するESG評価を利用する場合や自社のESG評価に第三者が提供するデータを利用する場合、ESG評価・データ提供機関の組織体制や評価の対象、手法、制約及び目的を理解する等、デューデリジェンスを適切に実施しているか。</u></p> <p><u>VI-2-3-6</u> その他留意事項 (略)</p>	<p></p> <p><u>VI-2-3-5</u> その他留意事項 (略)</p>